

政令第三百七十七号

弁理士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、弁理士法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十五号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

弁理士法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十五年一月一日とする。